市営住宅建替事業に係るPFI等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市営住宅の建替事業の実施に際し、西宮市PFI基本指針により、市営住宅建替 事業に係るPFI等検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次の事務を所掌する。
 - (1) 市営住宅の建替事業等に係るPFI導入可能性調査の実施方針決定
 - (2) 市営住宅の建替事業等に係る P F I 導入の適否の検討
 - (3) 市営住宅の建替事業等の実施方針(案)及び要求水準書(案)の検討
 - (4) 市営住宅の建替事業等を特定事業と選定することの可否決定
 - (5) その他、施設整備に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、都市局事務担 任外副市長が不在の期間は、都市局長が副委員長となる。

(1)委員長 都市局事務担任副市長

(2) 副委員長 都市局事務担任外副市長

(3)委員 都市局長

政策局長

財務局長

都市総括室長

住宅部長

政策総括室長

政策局参与(施設・まちづくり担当)

財政構造改善推進部長

財務総括室長

資産管理部長

(設置期間)

第4条 検討委員会の設置期間は、平成20年5月9日から所掌事務終了までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員長は、会務を総理する。
 - 2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 委員長は、必要があるときは、第3条に掲げる者以外の者を検討委員会に出席させることができる。

(会議)

- 第6条 検討委員会は、委員長が招集し、必要の都度、開催する。
 - 2 その他、会議について必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市局住宅部住宅整備課に置く。

付 則

- この要綱は、平成20年5月9日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成22年4月21日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成22年7月5日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成22年9月3日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成22年10月8日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成26年7月10日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成29年4月14日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成30年4月2日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和6年5月15日から施行する。